

総行公第7号  
総行安第1号  
令和2年1月15日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課、安全衛生担当課扱い)  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長  
(公印省略)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する  
特別措置法の一部を改正する法律について

標記の件につきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員について休日の「まとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにすること及び文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等を行うこととする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和元年法律第72号)(以下「改正法」という。)が令和元年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。

これに伴い、文部科学省から各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対して別添のとおり通知がありましたのでお知らせするとともに、学校現場に対して労働基準監督機関の職権を持つ人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長)(以下、「人事委員会等」という。)においては、特に下記の事項を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

おって、各都道府県においては、市区町村等にも御連絡いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1. 労働基準監督機関としての職権の行使について

人事委員会等におかれては、この法律により、教育職員については、地方公務員法第58条第3項について読み替え規定が定められ、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の4の規定による一年単位の変形労働時間制が実施可能となることに留意いただき、地方公務員法第58条第5項の規定による職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使について、引き続き適切に対応いただきたいこと。

## 2. 勤務時間管理について

地方公共団体に対して、平成29年2月に、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を明示した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」について通知しており、また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が改正され、平成31年4月より、客観的な方法等による労働時間の状況の把握が義務化されたことや、今後文部科学省において策定する、改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の「指針」を踏まえ、学校現場におかれては教育部局と連携を図りながら、適正な勤務時間管理が確保できるよう徹底していただきたいこと。

また、人事委員会等におかれては、学校現場においても適正な勤務時間管理の確保が徹底されるよう、必要な調査や検査等を行うなど、適切に対応いただきたいこと。

## 3. 労働安全衛生について

従前より各地方公共団体に対し労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の確実な整備のほか、地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査（いわゆる「ストレスチェック」）については、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模にかかわらず、特別な理由がない限り全ての職員に対して実施するようお願いしているところであり、引き続き、学校現場におかれても教育部局と連携を図りながら、実施に向けて徹底していただきたいこと。

また、人事委員会等におかれては、学校現場においてもストレスチェックの実施が徹底されるよう、必要な調査や検査等を行うなど、適切に対応いただきたいこと。

## 4. その他

改正後の給特法の施行に当たって留意すべき事項については、別途文部科学省が通知を行う予定としており、当通知を踏まえ、当課室より別途通知を行うこともあるのでご留意いただきたいこと。